

日の出町認可外保育施設等利用者支援事業補助金のお知らせ

日の出町では、認可外保育施設等に入所する児童の保護者に対し、保育料の一部を補助します。

1. 対象者

日の出町内に居住し、認可外保育施設等に入所する保育の必要性が確認できる児童の保護者。

2. 補助内容

○令和8年9月まで

・0～2 歳児クラス（非課税世帯）	第2子以降	38,000 円
・0～2 歳児クラス（課税世帯）	すべての児童	40,000 円
・3～5 歳児クラス	第2子以降	40,000 円

○令和8年10月から

・0～2 歳児クラス（非課税世帯）	第2子以降	34,300 円
・0～2 歳児クラス（課税世帯）	すべての児童	40,000 円
・3～5 歳児クラス	第2子以降	36,700 円



日の出町
「ひのでちゃん」

令和8年10月から一部の対象児童については補助額が減額となりますが、「子育てのための施設等利用給付費」の上限額が引き上げられるため、2つの補助金を合算した補助額は10月以降も変更ありません。

※1. 0～2 歳児クラス（非課税世帯）、3～5 歳児クラスの第1子児童は補助対象外となります。別事業「子育てのための施設等利用給付金」のみ補助対象となります。

※2. 「子育てのための施設等利用給付金」の対象者については、合わせて補助を受けることができますが、補助金額は保育料を超えて支給することはできません。
保育料－「子育てのための施設等利用給付金」の支給額の差

3. 交付までの流れ

- (1) 日の出町認可外保育施設等利用者支援事業補助金交付申請書（様式第1号）をご記入の上、就労証明書等の必要書類を併せて、子育て支援課窓口へご提出ください。
代理受領を希望される場合は「委任状」をご提出ください。
※申請書の記入欄には、通園している園からの証明が必要となります。
- (2) 日の出町で交付申請受理後、「交付（不交付）決定通知書」を保護者へ送付します。
- (3) 日の出町認可外保育施設等利用者支援事業補助金交付請求書（様式第3号）を子育て支援課窓口へご提出ください。
- (4) 日の出町で請求書受理後、指定口座へ補助金を振り込みます（年2回）。
※補助金は、前期分（4月から9月分）を11月下旬、後期分（10月から翌年3月）を翌年5月下旬に振込を予定しています。

【提出期間】

（前期）9月～10月末まで （後期）3月～翌年4月末まで
※年間を通して申請される場合は、前期と後期でその都度申請が必要になります。

・ 保育を必要とする事由

保育を必要とする事由	提出書類
就 労	就労証明書（ <u>月 48 時間以上</u> ）
妊娠・出産	母子手帳の写し（氏名と出産予定日が記載されているページ） 期間：出産予定月と前後 2 か月ずつの最長 5 か月間
保護者が学校に在学中の方	在学証明書
保護者が病気の方	診断書
保護者が障害をお持ちの方	身体障害者手帳、療育手帳等
保護者が介護している方	診断書、介護保険証の写し

【お問合せ】 日の出町子育て支援課子育て支援係 電話 042－588-4113（直通）